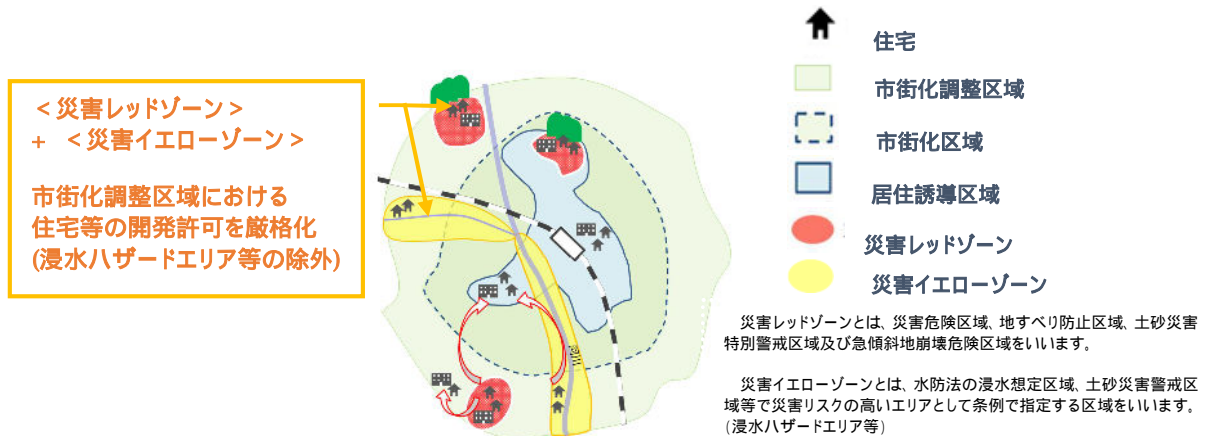


「都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例」改正について (令和3年10月15日公布、令和4年4月1日施行)

頻発・激甚化する自然災害からの被害を防止するため、災害リスクの高いエリアにおける開発行為等の抑制を内容とする都市計画法の改正が行われ、令和4年4月1日から施行されます。

長崎県では今回の法改正を受け、「都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例」の改正を行い条例区域の見直しを行いました。条例改正の概要は以下のとおりです。

災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン等の一部の区域は市街化調整区域内の条例で許可できる区域から原則除外されます（都市計画法第34条第11号、第12号関係）



許可できる区域から除外される区域は、以下のとおりです。(緩和規定は、別途審査基準で定める予定です)

- 建築基準法の災害危険区域
- 地すべり等防止法の地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- 水防法の浸水想定区域のうち、浸水深が3メートル以上の区域
- 政令第8条第1項第2号ロ、ハ、ニの区域(津波災害特別警戒区域、農用地など)

参考

- 1 都市計画法を含む都市再生特別措置法等の改正について
 - [国土交通省ホームページ](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000070.html)
https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000070.html
- 2 土砂災害(特別)警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水想定区域について
 - [長崎県ホームページ](https://www.pref.nagasaki.jp/sb/gis/agree.php)
https://www.pref.nagasaki.jp/sb/gis/agree.php

問い合わせ窓口

長崎県土木部都市政策課 宅地指導班 TEL:095-894-3094

振興局・課名	管轄市町	電話番号
長崎振興局 建築課	長与町、時津町	095-844-2181(代)
県央振興局 建築課	大村市	0957-22-3788(直)
島原振興局 建築課	島原市、雲仙市、南島原市	0957-63-5599(直)
県北振興局 建築課	平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町	0956-23-1816(直)
五島振興局 管理課建築班	五島市	0959-72-2734(直)
上五島支所 管理用地課建築班	上五島町	0959-42-5021(直)
壱岐振興局 管理・用地課建築班	壱岐市	0920-47-1127(直)
対馬振興局 管理課建築班	対馬市	0920-52-0398(直)